

感染症法改正案に対する緊急声明

2021年1月24日

公益社団法人 好善社

代表理事 三吉信彦

この度、新型コロナウイルス感染対策として、政府は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）を改正しようとしています。その内容は、入院や保健所の調査を拒否した者への罰則規定が新設されています。入院拒否等に対しては「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」が科せられる。また、「保健所の感染経路確認調査への回答拒否や非協力者」にも50万円以下の罰金が設けられるなど、前科がつく刑事罰が設定されています。これらの規定は、著しい人権侵害に当たるものとして容認できないものです。

感染症法の基本理念（第2条）には、「新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」と記されています。さらに、その基本理念は、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と書かれています。

かつて国は、ハンセン病患者に対する政策として「らい予防法」を制定、科学的根拠が乏しい中で「患者撲滅、社会福祉のため」と称して、患者の人権を無視して一方的に強制隔離を強行しました。そして、ハンセン病は恐ろしい病気であることを徹底的に宣伝して「無らい県運動」を推進し、自治体、保健所などの公的機関を駆使して患者を強制収容しました。その運動に応じなければ警察権力で逮捕・拘束し、そのために善良な市民が駆り出され、ハンセン病患者と家族の存在を密告させるなど、魔女狩り的な著しい人権侵害をもたらす結果となりました。

そのような人権差別の歴史を踏まえる時、この度の懲役・罰金などの刑事罰則を含めた感染症法の改正案を容認することはできません。罰則を伴う強制政策は、国民に恐怖や不安・差別を惹き起こすことにつながり、賢明な政策とは言えません。状況は厳しく、その解決への政策の困難を理解しますが、国民の主体的な協力と信頼を損ねない形での対策を作り出して頂きたいと願います。感染症法改正に際しては、以上の問題点を考慮して、当事者への人権差別を最大限に配慮していただくことを強く求めます。